

会 議 録

会 議 名	平成28年度 第2回 丸亀市自治推進委員会
開催日時	平成28年7月28日(木) 午後6:30～午後8:30
開催場所	丸亀市役所 本館2階 第3会議室
出席者	<p>(出席委員)</p> <p>麻谷 恵佑、天野 裕子、荒木 雅夫、香川 脩、鹿子嶋 仁、久保田 英俊、 佐藤 隆繁、高木 明美、土山 博剛、西谷 清美、山下 功太郎</p> <p>(欠席委員)</p> <p>石本 千紘、長尾 隼人、山内 一輝 (敬称略・五十音順)</p> <p>(事務局)</p> <p>市長公室長 山田 理恵子 (政策課) 課長 山地 幸夫、副課長 富士川 貴、担当長 志村 芳隆、 主任 宇野 大志郎</p>
議 題	<p>(1) 自治基本条例の検証について</p> <p>(2) その他</p>
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
山地課長	<p>ただいまより、自治推進委員会を開催いたします。</p> <p>(資料の確認)</p> <p>ここからの議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定により、鹿子嶋会長にお願いします。</p>
鹿子嶋会長	<p>本日の会議について、丸亀市附属機関設置条例別表に「会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と規定されています。現在、委員総数14名中11名の出席ですので、会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。</p> <p>本日の議事は、(1)「自治基本条例の検証について」、(2)「その他」でございます。</p> <p>(1)「自治基本条例の検証について」の、これまでの経緯では、条例施行後5年ごとの見直しが必要であり、検証の方法として、「逐条による検証」と「市民アンケート結果による検証」をすること。「逐条による検証」は、前回会議では、第7章部分について、皆様からの回答を確認いただきました。今回は条例の前文から第6章部分のワークシートを作成してもらい、事務局に提出いただいたところです。</p> <p>今回、その回答をまとめた資料もございますので、事務局より説明をお願いします。</p>
志村	(資料①「条文・運用検証のワークシート(回答)」の説明)
鹿子嶋会長	<p>回答結果について、ご意見がありましたら、ご発言をお願いします。</p> <p>1つ確認ですが、前回、ご議論いただいたところによりますと、このワークシートの回答結果を提言書にどのようにまとめていくかということですが、改正あるいは運用面</p>

	<p>での改善で、例えば3つ以上、複数の回答があったものについては提言書の中でピックアップして、その内容について言及するという事です。</p>
荒木委員	<p>第5章「コミュニティ活動と市民公益活動」の改善案の意見で、「過激かもしれないが、自治会未加入世帯に対する広報紙の配布やごみの収集などを見直す。」というのは、これはするという事ですか。</p>
鹿子嶋会長	<p>これはこういう意見が出ているという事です。今回、市民アンケートの中にも自治会加入状況が思わしくなく、自治会加入条例みたいなものを作ってはどうかという提案もありましたが、自治会は任意団体なので、丸亀市が自治会について強制的に何かするという事は、直接的には難しい事です。</p> <p>例えばごみの収集であれば廃棄物処理法で、自治体に一般家庭ごみ収集等の義務が課せられているので、自治会加入かどうかを取って、ごみの収集義務を果たさないという仕組みをつくるのは、法的には難しいと思います。</p> <p>広報紙に関しても、一般的な広報活動という事で行われていて、自治会加入が要件ではないと思います。配布の際に自治会等を通じての配布はあると思いますが、配布要件ではないと思いますので、ここで書かれている手段は難しいです。</p>
天野委員	<p>アンケートの中にも意見がありましたが、この条例自体、どこか基があって作っていると思います。文言が適当かどうかを審議するだけでなく、市民に浸透しないのは、長くて分かりにくいからだと思うので、もっと分かりやすく中身をピックアップしたようなものを別に作らないと、市民には浸透しないような気がします。専門的にはよくできているかもしれないですが、市民にはなじまないという感じです。</p>
鹿子嶋会長	<p>アンケートにも、この条例は、抽象的なものなので、中身を知っていてもあまり意味はないのではという意見がありました。あとで見ていただくアンケートの結果のところ、今のお話は関係すると思いますので、一緒にご議論いただければと思います。</p>
久保田委員	<p>改正案や改善案が出ていますが、これはこの場で議論して、この会の結論はこうしますというのを1つ1つ決めていくのですか。この委員会の提言としては、ここに出ている提案を合意形成や多数決で1つ1つ決めていくのですか。</p>
鹿子嶋会長	<p>運用の改善については、特に条例の文言をいじる必要はないという事です、問題は改正案で出されているところです。これは個人で出していただいたご意見ですが、例えばこういう改正案が出たという列挙方式でいいのか、あるいは改正すべき必要があるのかを一応ここで議論しておいたほうがいいでしょうか。</p>
高木副会長	<p>事務局に確認ですが、改正のことをここで文言まで決めるのでしょうか。ここで意見が出たものを事務局が案として出して、また意見をお聞きして提言書のような形にするということでもいいですか。</p>

山地課長	<p>前回の見直しでは、結果的には条例の改正は必要なく、提言書の中でご意見をいただくという形でした。条例自体が、相当の経過を踏み、十分議論いただいた上で、一字一句できたものですので、時代の変化の中で特に必要があれば変えていくこととなりますが、5年経過しても自治基本条例の趣旨的な内容は変更することが難しいというのが実感だろうと思います。そのような状況であれば提言が中心になるのかなという気はしております。</p>
鹿子嶋会長	<p>改正という案をここで出すという以上は、よほど時代に合わないとか、制度的に問題が生じている場合は必要ですが、そこまでいかない部分については、今ご説明いただきましたように、これを作るプロセスでもかなり時間をかけています。例えば、前文のところでも今回、この「市の憲法」という文言を加えてはどうかという意見をいただきましたが、自治基本条例を作るときに市民の方、行政の方も参加されて、自治基本条例が自治体の憲法のような性質を持っているという認識の下で、特にその「憲法」という言葉は盛り込まずに前文を作っています。自治体の憲法のようなものという比喻が条例の中にダイレクトに出てくると、法的な意味合いがどうなのかということで難しい部分が出てきます。</p> <p>事務局からも説明がありましたが、条例の中身は他の自治体の基本条例も参考にしていますが、条例の中身としておかしくないものということで作られていますので、ここで言葉や仕組みを変えるという議論をしてすぐに改正というのは難しいので、基本、運用面の改善が提言の中心になるだろうと思います。</p> <p>ここはどうしても変えておかなければならないというご意見があれば、ここで十分に議論して、改正の提言を出せればと思います。</p> <p>例えば今の前文ですけれども、改正するとなると、議会等でも議論が必要になります。また「憲法」という言葉がないと、絶対にこれは変えないと困るという、そこまでの切迫性はないと思われまます。</p> <p>あと、改正の意見があったのが、12条、第5章のコミュニティ活動の部分ですが、これは文言の追加のような改正案です。防災・防犯ということが近年、重要な課題になっていますが、例えば「安心」という言葉の中にも「安全」というのが広い意味で含まれていて、この条例を作るときワークショップでも、防災や防犯を全部ひっくるめて、この「安心」という言葉がチョイスされたように記憶しています。</p>
佐藤委員	<p>ここに挙げられている意見に対して、少しずつ議論を進めていくのは賛成です。ただ、委員の意見は出ていますが、実態をよく知っているわけではなくて、個人として意見を出しているわけです。これを個別に1つずつやるのはいいのですが、事務局がこの意見を見て、これは運用の中で見られる範囲だとか、ある程度進んでいるというようなことがあるのなら、先に事務局からコメントをいただいて、その上で、委員の意見を取り上げて深めていったらいいのかなという感じがします。</p>
鹿子嶋会長	<p>まずは改正案について、事務局がどの程度必要性があるとお考えなのか、ご意見を少</p>

<p>山地課長</p>	<p>し伺えたらありがたいです。法的な部分で、この場ですぐには回答できないかもしれませんが、この改正があったほうがいいみたいなお考えがあるか伺いできますか。</p> <p>最初の「憲法のような」文言というご意見でございますけれども、基本的には料金徴収とか市の運営上必要なものについて決めている条例に比べ、自治基本条例は、通常の条例とはニュアンスは違うと思います。この自治基本条例は、市の憲法ということで、概念が中心になります。こういう文言が入っているのが正しいかでございますけれども、あくまで方向性とか概念とかそういう部分を示す内容でございますので、その辺りが入っていることについて、特に条例としては問題ないとは思っております。</p> <p>あと、今回いただいたご意見で、「安全」という言葉を追加することについて、基本的には「安心」の中に「安全」も含まれているという考えでございます。確かに、近年「安全で安心なまちづくり」という表記もありますけれども、基本的にはこの「安心」なまちづくりというのは「安全」が含まると解釈しています。</p> <p>他の改善点につきましても、改正するとなりますと、それなりの根拠等が必要ですので、こちらの意見を見る限り、改正するほどまでの根拠としては難しいのかなという気はしております。</p> <p>また、委員のご意見等をいただきまして、参考にしていきたいと思っております。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>条例や法律は、長く書くと何を書いているのか分からなくなるのもありまして、簡潔に短くしています。それで、これが何を言っているかを分かりやすくするために、条例の解説があるわけです。ですから、そちらと併せて考えてもいいと思います。</p> <p>例えば 14 条の情報公開でも改正の意見を 2 ついただいています。1 つは分かりやすい情報公開ということで、それが分かる文言にするとか、2 番目が、「市民の求めに応じて」という文言が追加されています。2 番目は、市民の求めに応じてとなると、少し範囲が狭くなり、必ずしも市民の求めがなくても行政が積極的に情報公開することもありますので、ここに「市民の求めに応じて」を入れると、逆に限定してしまうかなと感じます。</p> <p>それから、分かりやすく公開するというのも、条例自体の文言には入っていませんが、この情報共有というものがどういうものでなければいけないかということは、条例解説に内容として出てきていると思います。ですから条例自体の文言に入っていないけれども、そういった解説等に入っていれば、何を言っているか分かりますので、書いていないから入れようというのは、少しワンクッション置いて考えていただければと思います。</p>
<p>久保田委員</p>	<p>私が「安全」の追加の意見を出しましたが、今の話を聞きますと、「安心」の中に「安全」が含まれますよと、逐条解説で明記をしていただければいいのかなと思います。「分かりやすく」というような文言につきましては、私も県職員をしていたこともあり、市の姿勢として、どうしても公務員の立場で発信してしまうところがありますので、市民が本当に分かりやすい形で、市民目線で発信していく必要性ということをつくづく感じていますので、そういう言葉を入れたら市の姿勢も変わるのかなというところがあって</p>

	<p>入れましたが、今回、そこまで深く考えずに意見を出したので、そんなにこだわりはないです。</p>
鹿子嶋会長	<p>分かりやすい情報発信というのは、アンケートでも出てきますが、パブリックコメントでも聞かれていることが難しくて分からないという意見があります。パブリックコメントをするにしても運用面での改善で、もっと分かりやすい形で案を提示すべきだということで、例えばパブリックコメントでの情報発信をどうすべきかという、具体的な領域で検討したほうが実りがありそうな気がしますので、そちらのほうでまたご意見を出していただければと思います。</p>
天野委員	<p>自治基本条例を運用していく上で、何か不都合なことが生じた場合に改正、改善を考えるのが一番だと思いますが、今まで不都合とかはあったのでしょうか。市民から意見が出たとか、条例に違反したとか、そういうのはないですね。</p>
鹿子嶋会長	<p>それは聞いては 아닙니다。自治基本条例は、抽象的中身で、強制的に罰則を設けて市民の方に何かさせるという条例でもありませんので、問題が起こっていたらすでに改正になっていると思います。</p>
香川委員	<p>自治基本条例によって、日常生活がどうこうということは正直ありません。何か起こったときには、どうかという話になるかもしれませんが、日常的にはないです。今回も、何年かに一度見直さないかんという前提があるからというのが、現状でないですかね。</p>
鹿子嶋会長	<p>絶対に変えないと困るという事態はおそらく今のところはないと思います。具体的に運用面でできているかということ、それは皆さんもご意見があると思います。これはあとの市民アンケートでも関係しますので、そこで併せてご議論いただくということによろしいでしょうか。</p> <p>それからあと、ワークシートの意見では、質問事項であったり、それから私も例えば市政や職員の義務とか、よく分からないので、事務局の状況もありますので、これもあとで取りまとめるときに私のほう、それから事務局のほうで検討させていただくことにして、何かまた問題がございましたらここでご意見を伺うということにさせていただきます。</p> <p>今回、改正案等も出されていますが、その取り扱いは、先ほどご検討いただいたとおり、取りまとめる段階でどういう形にするかはまた事務局のほうで考えさせていただいて、皆さんに、ご検討いただこうと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
高木副会長	<p>私も自治基本条例を作る段階で委員をしていましたが、策定段階で、もう少し具体的にこんな内容を入れてもらいたいという意見もありましたが、条例は本当に短い文章で表すもので、計画とかそういう感じの性質のものではないという説明を受けたのを思い出しました。</p>

<p>鹿子嶋会長</p>	<p>それと、私は4章の9条で意見を出したのですが、前回の会議で地域担当職員制度や市民と市長の談話室、市民相談室がすごく活用されているという話を聞いたので、そういう部分を市全体に広報して知らせたらいいなと思いました。</p> <p>それと6章の14条で、新庁舎でこういうところもできたらいいということで意見を出しましたが、高松に新しくできた県立中央病院では地域連携室というのがあって、大きい病院から小さい病院に移っていく人たちのための情報がある部屋があって、待っている間に情報が見られるようになっていきます。市庁舎の中にも、パブリックコメントとか広報でいろいろ知らせるようなものが1カ所に集まっている場所があるといいのではないかと思います。</p> <p>自治基本条例はなくてもいいのかというと、例えば市民が市政に参画する権利がありますが、従前は参画をするのを阻止されたりすれば権利侵害かどうかということすらよく分からなかったけれども、条例ができたことによって、権利として市民がみているので、もし市の側が合理的な理由もなしに市民の参画を拒否するようなことがあれば、これは違法な行為になります。それだけ市が真面目に始終取り組まないといけないということで、それは以前とは違うことです。</p> <p>また地域担当職員の制度が始まるなど、前回とはかなり違う制度ができていますので、これはぜひ成果とか、こういうことになっていきますということを今回の提言書の中に入れさせていただければと思います。</p> <p>それから情報の集約場所ですけれども、例えばホームページの中で情報集約をするのは簡単ですが、今回、市民アンケートを見てみると、ホームページ上で情報を得ているという方が思ったより多くはないです。私も広報紙とかそういった現物が大きな情報収集場所みたいな機能を果たしているようなイメージを持っています。そういう趣旨で、実際に現物が集まって見られるような場所があればという運用面での指摘があったということを提言書に書き加えておきます。その他、意見をいただいた方で、説明がございましたらお願いします。</p>
<p>佐藤委員</p>	<p>前回、会議を休んでいましたが、12条のコミュニティ活動で、地域の課題について市が対応しているような形になっていますが、具体的にどのようにコミュニティの課題を市が吸い上げているのか、そういう規則的なものはあるのか、コミュニティの計画を示すように指導しているのか、市がどう対応しているのかが分かりません。</p> <p>そういうことを聞いた上で、その辺で改善をするような事項があるのなら、それは取り上げたらどうかと思います</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>コミュニティに関しては、具体的に変化がありまして、地域担当職員の制度を新たに設けられて、コミュニティの課題を吸い上げていく役目を果たすことが期待されているのではないかと思います。</p> <p>この辺は事務局ではどうですか。コミュニティの課題を市がどのように吸い上げていくか、そういった具体的な取り組みとか変化はありますか。</p>

富士川副課長	<p>コミュニティと市との関係について、市がどのように関わっていくかということは担当課でも悩みながら進めているところです。</p> <p>今回、地域担当職員の制度が導入された背景も、コミュニティの自主性に任せて、それで頑張ってくださいというだけで、市としていいのかという問題意識が背景にはあったと感じています。コミュニティには計画を立てていただくように担当課からお願いして、それぞれ自主的に計画を立てていただいておりますし、あとは今回、地域カルテというものを、コミュニティにお願いをして出していただいて、お互いに課題を共有していこうという取り組みを進めております。</p> <p>常に足りないところはお互いあると思いますので、そういうところを模索しながらやっつけていかなくてはいけないというのは、私も地域担当職員をさせてもらっていますけれども実感しています。お互いが足りないところを補完しながら頑張っていければいいのかなと感じています。</p>
香川委員	<p>コミュニティと市との連絡や連絡調整はもう十分やられております。特に丸亀市には17コミュニティがございますが、その連合会もできましたし、市との関係は密接になっています。問題なのは、コミュニティの骨格となる自治会の加入率が半数以下です。そこが大きな問題ではないかと思えます。</p> <p>市もしっかり自治会加入率を高めましょと、今まで何十年も言ってきましたが、現実はどうも下がっている。この条文では市民に自主的な活動を求めています、現状から脱却しないとますます加入率が低くなるのかなと思えます。既存自治会に入れないという実態もありますし、新たな自治会をつくってコミュニティに加入しようといってもなかなか現実には難しく、悩みの種です。</p>
鹿子嶋会長	<p>これは、前回の見直しのときも、自治会等の加入率がなかなか向上しない、むしろ減少傾向にあるということで、その傾向は変わっていないのかもしれませんが、このままいくと、コミュニティという言葉だけになって、それも危機的な状況になるのではないかと思います。ただ、これをどうすればいいのかとなると、この場で案を出せと言われても、なかなか難しい話です。</p> <p>少なくともこの委員会としては、コミュニティの実態が難しい状況になっているということ指摘、警鐘を鳴らすといったことまではやれると思いますので、それは忘れずに、提言書でも一言触れておきたいと思えます。</p>
佐藤委員	<p>コミュニティが自主的というのはいいのですが、ただ地域はずっと変化していくわけです。例えば高齢化が非常に急速に進んでいくとか、認知症の人が増えてくるとか、いろんな環境が変わっています。今、コミュニティとして、自治会として取り組まなければいけない課題というのが5年ぐらい前からかなり急速に変わってきていると思います。また地域によっても違います。</p> <p>そういうコミュニティが課題の提起をして、課題から出てきたものを市が吸い上げて、できることがあれば対応すると。自主性を阻害してはいけませんが、自主性だけいいのか。これからのコミュニティ活動というのは非常に重要だと思います。</p>

<p>久保田委員</p>	<p>そういう中で、市とコミュニティの間でもう一度、問題の把握と対応の仕組みを考えていくことが、必要な時期に来ているのではないかなという感じはします。</p> <p>ここで1ついいですか。この逐条解説を見ると、ここの条文自体を変えることは難しいと思いますが、われわれの意見を踏まえて、逐条解説にそういう言葉を入れていただいたらなと思います。今の逐条解説を見ると、非常に律儀に解説をしていますが、もっと今回の意見を反映できるような逐条解説の案も作っていただいたらありがたいなと思います。</p> <p>情報共有の部分などでは、逐条解説を見てみると、「分かりやすく」とかは、どこにも載っていないですね。だから今まで出た意見をその中にどう盛り込んでいくかいうことで、また意見を求めるのは大変だと思うので、今まで出た意見を踏まえて、逐条解説の案を出していただいたら非常にありがたいと思います。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>逐条解説は随時改訂できるものですから、これは非常に良いご提案だと思います。先ほど、私、分かりやすい情報提供が入っているだろうと言いましたけど、実際に入っていないというような状況らしいです。そういった点で、逐条解説で、分かりやすく書いたほうが良いということであれば、それは随時変えても全然問題ないし、特に手続的にもそんなに面倒ではないと思います。</p>
<p>久保田委員</p>	<p>委員のいろいろな思いを盛り込んでいただくとありがたいです。憲法というのは、そんなに概念をいじるものでもないですから。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、コミュニティに関しては課題を抱えていること、さらに課題に関しては具体的にいくつか挙げまして、できれば今後、市としてはどういう形で対応していくかみたいのところまで、検討できればと思います。最後の部分はなかなか難しいかもしれませんが、何かアイデアがありましたら、その点をまとめていきたいと思います。</p> <p>その他、ございませんでしょうか。あとで気付いたことがございましたら、事務局に意見を出していただいて構いませんので、そこで出されたご意見も提言書にまとめる上で参考にさせていただくこともありますので、よろしく願いいたします。</p> <p>続きまして、「逐条による検証」の第3回目として、条例の「第8章から第10章まで」の検証について、事務局から、資料②から④までの説明をお願いします。</p>
<p>志村</p>	<p>(資料②「条文検証ワークシート」、資料③「自治基本条例の取組状況」、資料④「参考資料」の説明)</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>ありがとうございます。資料②のワークシートは8月23日までに提出するということです。ワークシートを出すに当たって、聞いておきたいことやご意見がありましたら、お願いします。</p> <p>特にないようでございますので、また、ご不明な点、気になられた点は個別に事務局</p>

志村	<p>のほうにご質問等をいただければと思います。</p> <p>続いて、4月下旬から5月にかけて実施しました「自治基本条例に関する市民アンケートの結果」が出ています。こちらについても、アンケート結果による検証ということで、委員の皆さんから、結果に基づく問題点や対策の意見を出していただくこととなります。事務局からアンケート結果について、資料⑤、⑥の説明をお願いします。</p> <p>(資料⑤「自治基本条例に係るアンケート調査結果」、資料⑥「アンケート結果による検証ワークシート」の説明)</p>
鹿子嶋会長	<p>アンケート結果について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>最初の条例の認知度ですけれども、私もそんなに上がらないだろうと予想していたのですが、むしろ若干、落ちています。ただ、自治基本条例の認知度を上げたところで何かいいことがあるのかというと、知っておいてもらったほうがいいのかもかもしれませんけれども、むしろ皆さんが自治基本条例と直接関わりを持つとすれば、コミュニティでの活動であったり、提案型事業であったり、あるいはパブリックコメントだという具体的な活動をして、実はその裏を支えているシステムや根拠となるのが自治基本条例だということで、そこで気付かれるかもしれないです。そういう側面からの関わりが現実なので、自治基本条例の認知度が低いから一生懸命認知度を上げる取り組みをしなければいけないのかといたら、私はあまりそんな気がなくて、むしろ具体的な取り組みを進めていくほうに力を注いだほうが、エネルギーの使い方としては良いのかなという気もしています。</p> <p>全国で自治基本条例の制定のブームが起こったときは、ニュースやら新聞等で話題になりましたから、広まったりしましたが、それ以降はあまりニュース等で自治基本条例が取り上げられることはありませんし、まあこういうものかなという感じはします。</p> <p>むしろ私が気になったのが、例えば問 14 で、地域社会のつながりが弱体化しているということを感じられている方が増えています。自由な意見でも自治会の問題等を指摘されていて、そういうところは皆さん、身近で危惧されているんだろうなと気になりました。</p> <p>何か事務局からも今回のアンケートについて、感想などございましたらお聞かせいただければと思いますが。</p>
山地課長	<p>気になったこととしては、自治基本条例の認知度が減少しているほか、パブリックコメントの制度を知らなかった方が71%に上っています。それから、審議会の参加も、例えば53%の方が参加等の必要がないというような結果で、また、まちづくりについても分からないという方が54%という結果でした。</p> <p>市の取り組み等に対しましての認知度が低く、前回と同じということで、その点、職員としては真摯に受け止めて、どういう方法でお知らせしていくべきなのかというのが課題になってきます。</p> <p>先ほど会長さんからも、条例認知度の数値を引き上げる以上に、具体的な取り組みを進めていくのが大事ではないかとおっしゃっていただきましたが、まず進めていくのは</p>

<p>鹿子嶋会長</p>	<p>そういう具体的なパブリックコメントなど制度のあり方を課題として取り組んでいかなければいけないなという気はします。</p> <p>前回、見直しをさせていただいたときからいろいろ課題が出て、私も情報をいただいて、この場で勉強した範囲では、丸亀市の職員の方は、その課題がこういうところにあるということで、いろいろ改善の取り組みや新しい取り組みとか、今回の地域担当職員の導入など、いろいろ工夫をされています。どうもそれが市民のほうには十分伝わってないような感じがします。</p> <p>問 13 の「条例で関心のある項目」で、情報の共有というのが前回から伸びていますので、せっかく丸亀市の職員の方々が頑張っているところが十分に市民に情報として共有されていない部分もあるので、その辺がまず1つの課題なのかなという感じがあります。</p> <p>他に、いかかでしょうか。</p>
<p>西谷委員</p>	<p>問 21 で、基本条例の内容や運用に対してご意見、ご要望がありますかということで、10 番の意見にもありますが、見える化をして意識させることが大事で、条例の逐条にあまりとらわれる必要はないと思います。</p> <p>市民の方々のご意見というのは、生活のしづらさとか、介護の問題とか、日々の日常のいろいろな問題を抱えている方が多く、この基本条例について私たちがここで議論していることと、1人1人の市民の方の生活ということから見たときに、温度差を感じます。実際、広報もして情報も提供して、市民と協働するというのは、こちら側ではそう言いますが、市民の生活を想像したときに、質問の内容が生活実態と直接つながってこないのが、こういったご意見になるのかなと感じました。悲観論ではありませんが、そう感じる場所があります。</p>
<p>荒木委員</p>	<p>やはり今まで市民も素通りしている部分は多いと思います。問 21 の 38 番に書いているように、県外から来た人にとつたらもうそのとおりでいいと思います。ただ引っ越ししてきて市の教を乞うのではなくて、自分から市へ聞きに行き勉強して住民になる必要があります。自治会の加入率もますます落ちていますが、自分から自治基本条例とかそういうのがあるということ、市へ来た以上は自分から勉強するなど、いろんなことを自分が利用するみたいな気持ちでなかったら、ついていけないのかなと思います。</p>
<p>鹿子嶋会長</p>	<p>確かに市民生活等で条例がどうなのかと言うと、関心を持たれないのも、ある意味、当然のような気がします。実際の生活で本当に感じられていることや必要なことと、それからこの自治基本条例の仕組みというのが、例えば何か問題があつてパブリックコメントを出せるとか、意見を出せるとかで若干つながりはあるのかもしれない。</p>
<p>天野委員</p>	<p>パブリックコメントは市から出してくださいと言ってきます。今回アンケートでこれだけの自由な意見が出るということは、みんな思っているけど発信していないということなので、ひまわり通信とかそういうのがあるのを知らない人も多いと思うので、パブリ</p>

佐藤委員	<p>ックコメントよりもそちらのほうが有用ではないかという気がいたしました。</p> <p>パブリックコメントでは、市庁舎をどこにするかという市民の関心の高いものは結構たくさん出ます。おそらくパブリックコメントで、一般の計画などは、私も読んでみても、文章も長くて本当に分かりにくい印象があります。それと、今さら意見を言ってもどうなるものでもなく、計画が自動的に動くという意識があるので、非常に関心が薄いのではないかなと思います。</p> <p>このアンケートにも出ていますけれども、本当に要約版的もので、少し分かりやすい形で出さないと、いきなり計画で何か意見を求めてもなかなか難しいので、その辺の工夫は必要かなという気がします。</p>
鹿子嶋会長	<p>行政の方もこれは市民に聞いてもあんまり返ってこないだろうというパブリックコメントでも、一応、手続き上やらなくてはいけないので、30日の期間で実施しています。国の法令の改正によって条例も変える必要があるなど、どうしようもないような意見聴取もあります。しかし手続き上、やりませんというわけにもいけません。</p>
久保田委員	<p>私も社会福祉協議会にいますが、福祉というものを今の子供たちが大人になったときにどんなふうに捉えるかということで、パブリックコメントの制度にしても、中学校とか高校の授業で教えるとか、あるいは自治会のことに関しても、子供のうちから関心が持てるように、10年、20年先を見て、今の子供たちが大人になったときにそういうことが定着していくような捉え方をしないといけないと常々思っています。大人にも当然、広めていく必要はありますが、そんな気がしました。</p>
鹿子嶋会長	<p>子供たちの関心のため、まずはご家庭でそういう話ができればいいのですけれども、なかなか親が関心を持っていないと、そういうこともできないので、学校とか、教育現場で教える必要はあると思います。</p> <p>今日も熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございます。そろそろ時間の関係もありますので、よろしいでしょうか。</p> <p>今回は8章から10章までのワークシートと、市民アンケートについてのワークシートの2つを8月23日までに提出いただければということでございます。</p> <p>他に何かございませんでしょうか。なければ、以上をもちまして本日の審議会を終了します。お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(会議終了)</p>